

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○災害救助法の適用

(震災援護室)

ページ

一

告 示

○宮城県告示第八百七十五号

平成二十七年九月十日発生の台風第十八号等に係る大雨に伴う災害に関し、九月十日から仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、松島町、大和町、加美町及び涌谷町の区域に災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助を実施する。

なお、災害救助法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を仙台市長、栗原市長、東松島市長、大崎市長、松島町長、大和町長、加美町長及び涌谷町長が行うこととし、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第十七条第一項前段の規定による通知をしたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十七年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩